

令和4年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和4年3月8日（火曜日）午前9時31分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第2号 諸般の報告について
- 第 5 議案第 1号 町長専決処分について（令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第10号））
- 第 6 議案第 2号 町長専決処分について（令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号））
- 第 7 議案第 3号 令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）について
- 第 8 議案第 4号 令和3年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第 5号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第10 議案第 6号 令和3年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第 7号 令和3年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第 8号 令和3年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第 9号 令和3年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第10号 第6次出雲崎町総合計画（基本構想）の策定について
- 第15 議案第11号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第12号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第13号 ふるさと出雲崎応援寄附条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第14号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第15号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第16号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第17号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第18号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第19号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

- 第24 議案第20号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第25 議案第21号 町道路線の認定について
- 第26 議案第22号 令和4年度出雲崎町一般会計予算について
- 第27 議案第23号 令和4年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第28 議案第24号 令和4年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第29 議案第25号 令和4年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第30 議案第26号 令和4年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第31 議案第27号 令和4年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第32 議案第28号 令和4年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第33 議案第29号 令和4年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第34 議案第30号 令和4年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第35 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	仙海直樹	2番	高橋速円
3番	中野勝正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	小黒博泰	8番	島明日香
9番	加藤修三	10番	三輪正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
会計管理者	矢川浩之
総務課長	大矢正人
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	金泉修一
産業観光課長	矢島則幸
建設課長	小崎一博
教育課長	内藤良治
町民課参事	棚橋まゆみ
代表監査委員	関川嘉夫

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	関川理沙

◎開会及び開議の宣告

○議長（三輪 正） ただいまから令和4年第1回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時31分）

◎会期日程の報告

○議長（三輪 正） 議会運営委員長から、去る2月28日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（三輪 正） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三輪 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、仙海直樹議員及び2番、高橋速円議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三輪 正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの8日間に決定しました。

◎議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（三輪 正） 日程第3、議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理しました陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第2号 諸般の報告について

○議長（三輪 正） 日程第4、議会報告第2号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

次に、新潟県町村議会議長会第73回定期総会について報告します。今回の定期総会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面決議となりました。お手元に配りましたとおりの報告します。

次に、小黑博泰議員から去る2月10日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の会議結果について、お手元に配りましたとおりの報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号 町長専決処分について（令和3年度出雲崎町一般会計補正予算
（第10号））

○議長（三輪 正） 日程第5、議案第1号 町長専決処分について（令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第10号））についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を支給するため、本年1月4日に専決処分したものであります。

補正の内容は、歳入予算に国庫補助金を計上いたしました。

歳出予算では、2款総務費、1項総務管理費において住民税非課税世帯に対しまして臨時特別給付金事業に係る諸費用を計上いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額をそれぞれ5,402万9,000円を追加いたしまして、予算総額を36億7,991万2,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

歳出予算からお願いいたします。予算書286ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、15目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費です。新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対しまして1世帯当たり10万円の現金を給付する事業に関する経費を計上しております。

この費用につきましては、同ページの歳入に記載のとおり、全額国庫補助金で手当てされます。2月28日現在の状況ですけれども、3,970万円を給付させていただいております。

また、議案第3号で提出してこれからお願いをしますが、事業費の一部を繰り越して実施したいというふうに考えております。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 今の説明の中で286ページですけども、これ全部の方、もう100%非課税の方は対応されたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 対象となると思われる方には、皆さんお手紙を出していただきまして提出をしていただいておりますし、提出していただいていない方には電話連絡等を差し上げているということでございます。

以上となります。

○議長（三輪 正） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） そうしますと、今の課長のお話だと、電話で対応するということは、まだもらっていない方もいるという解釈でよろしいのですか。それとも100%もうもらっていたよというような解釈でいいのでしょうか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 現在まだ2月末で3,970万円の給付ということですので、あと対象と思われる方にお手紙等を差し上げていますけども、その方が子どもの扶養になっていたりというふうなこともありますので、100%というのがどこでどう抑えるかというところもあるのですが、対象と思われる方には連絡をさせていただいて、提出されない方には電話で連絡をして、どなたかの扶養になっていますかというふうな再度確認をしているという状況ですので、100%という答えがなかなか出せないということなので、その辺はご理解いただきたいということでございます。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

1番、仙海議員。

○1番（仙海直樹） 先ほど課長がおっしゃった、残りの部分は繰越しになるというお話をされていたのですが、第12号のほうの第3表目ですか、繰越しのほうのされている額と今回の3,970万円というのがここの数字がちょっと合わないような感じなのですが、その辺の説明をもし可能でしたらお願いしたいと思います。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） この予算をお願いするときに、月に2回、15日と月末に振り込みますよというような説明をさせていただいていると思います。次回の振込が今月の15日を予定しております。

ので、その振込、それから3月末の振込、その辺がまだこれからということで、先ほどお話ししましたように忘れて提出をされていない方とかとという方もいらっしゃる、お電話で再度提出をしてくださいよというような形をお願いしている部分もありますので、3月部分の振込を想定した中でのということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号 町長専決処分について（令和3年度出雲崎町一般会計補正予算
（第11号））

○議長（三輪 正） 日程第6、議案第2号 町長専決処分について（令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号））についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び除雪委託料の経費に必要が生じたもので、本年2月16日に専決処分したものであります。

補正の内容は、歳入予算では地方交付税及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業補助金を追加いたしました。

歳出予算では、2款総務費、1項総務管理費及び8款土木費、2項道路橋りょう費におきまして、除雪委託料及び関連経費を追加いたしました。

7款商工費の1項商工費に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を追加いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,593万5,000円を追加いたしまして、予算総額を37億1,584万7,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

歳出予算からお願いいたします。予算書293ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、12節の除雪委託料及び294ページ、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費の10節及び12節、併せまして除雪に伴う諸費用を追加いたしました。一斉出動8回分ということで計上をさせていただいております。

戻りまして293ページ、7款商工費、1項商工費の2目商工業振興費でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を追加いたしました。対象店舗につきましては、18店舗ということで想定をしております。

続きまして、歳入予算でございます。292ページをお願いいたします。11款地方交付税、1項地方交付税の1目地方交付税で普通分を追加いたしました。

17款県支出金関係ですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業補助金を追加いたしました。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号 令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（三輪 正） 日程第7、議案第3号 令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎えての事業完了または精算見込みに基づきまして所要の補正を行うものでございます。また、国の補正予算に伴いまして配分された事業費等を追加しております。

初めに、歳入歳出予算についてご説明を申し上げます。歳出予算に追加計上した主なものを申し上げますが、2款総務費、5目財産管理費では、後年度の公共施設の維持修繕に充てるため、公共施設維持補修基金に積み立てております。

7目企画費では、ふるさと出雲崎応援基金を積み立ていたしました。

14目減債基金費では、普通交付税での措置分を減債基金に積み立てております。

第3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費では、令和2年度の給付費の確定による返還金を計上いたしております。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農地費では、県営中山間地域総合整備事業につきまして換地業務委託料を減額し、追加配分を受けた事業に係る負担金を追加いたしました。

6目地籍調査費では、国の補正予算によります配分に基づき、事業費を追加いたしました。

2項林業費、2目林業振興費では、事業実施に伴い、民有林造成事業補助金を追加いたしました。

7款商工費、1項商工費、5目天領の里管理費では、後年度の天領の里の維持修繕に充てるため、天領の里事業運営基金に積み立てております。

10款の教育費、1項教育総務費、3目教育振興費では、出雲崎高等学校応援看板設置工事を計上いたしました。

一方、歳入予算につきましては、国の補正予算並びに各事業の完了または精算見込額に基づきまして所要の補正をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ1億381万8,000円を追加いたしまして、予算総額を38億1,966万5,000円とするものであります。

第2表の地方債の補正につきましては、各事業の実績見込額によりまして、それぞれの起債限度額を変更し、観光イベント事業は廃止をいたしました。

また、第3表の繰越明許費につきましては、国の補正予算により実施する事業等につきまして、翌年度に繰り越して実施できるようにお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

歳出予算からお願いいたします。予算書312ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費です。24節積立金、公共用施設維持補修基金積立追加でございます。これによりまして、令和3年度末の基金残高は2億1,193万1,000円となります。

7目企画費、7節報償費、町移住定住支援金減でございます。対象者が1名だったため、不用額を減額いたしました。18節負担金補助及び交付金です。町デマンド交通運行費補助金減、実績に合わせまして減額をいたしました。移住支援事業支援金、対象者の移住がなかったため、減額となります。24節、ふるさと出雲崎応援基金積立追加でございます。ふるさと納税寄附額の増による追加でございます。2月末現在の寄附額は2,458万7,000円となっております。

それから、9目情報管理費、12節委託料の社会保障・税番号制度システム整備委託料、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化に係る改修委託料になります。オンラインでの転出手続が可能になるということになります。繰越しをしながら事業を実施する予定にしております。補足説明資料の12ページに詳細がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、313ページをお願いします。13目財政調整基金費です。令和3年度末の残高、今のところ19億9,097万円となる予定です。

14目減債基金費、積立金の減債基金積立でございます。これによりまして、令和3年度末の減債基金の残高が1億3,130万円となります。

続きまして、317ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費です。18節負担金補助及び交付金、県未満児保育事業補助金追加でございます。途中入所の未満児数の増加によりまして保育士の数が増加したものでございます。それから、保育士等処遇改善臨時特例交付金

です。保育士に対する3%程度の処遇改善交付金となります。これは国の制度によるものでございます。19節扶助費、出雲崎こども園給付費追加関係でございます。途中入所者の増加によるものでございます。22節、令和2年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金でございます。事業費確定によります返還金となります。

3目児童福祉施設費、10節需用費、施設修繕料追加、これは川西、神条の児童遊園の遊具の修繕となります。その下、11節役務費、児童遊園遊具撤去処分料、井鼻児童遊園の遊具の撤去費用となります。

318ページをお願いいたします。4目放課後児童健全育成事業費の22節、それから5目多世代交流館事業費の22節、これは事業費確定による返還金となります。

321ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、4目農地費でございます。県営中山間地総合整備事業負担金（八手地区）追加です。国の補正予算に伴うものでございます。詳細は、補足説明資料2ページ、5ページをご覧くださいというふうに思います。

続きまして322ページをお願いします。6目地籍調査費でございます。国の補正予算に伴うものでございます。詳細は、補足説明資料3ページ、6ページをご覧くださいと思います。

323ページをお願いします。2項林業費、2目林業振興費、18節負担金補助及び交付金です。町民有林造林事業補助金追加でございます。桂沢地区の再造林、立石、小竹地区の間伐の増加によるものでございます。

324ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、5目天領の里管理費でございます。24節積立金、天領の里事業運営基金積立追加でございます。これによりまして、令和3年度末基金残高が9,645万1,000円となります。

続きまして、327ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、出雲崎高校応援看板設置工事、強風により壊れたため、駅前新たに設置するものでございます。

続きまして、歳入予算をお願いします。305ページです。1款町税、これにつきましては実績見込みにより減額となっております。

それから、7款地方消費税交付金、交付決定いただいた額に合わせて追加をさせていただいております。

続きまして、306ページ、11款地方交付税、こちらも交付決定いただいた額に合わせて追加をさせていただいております。

それから、306ページから309ページにかけてでございます。14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、17款県支出金、交付決定または事業執行に伴う実績額並びに国の補正予算に伴う補正となっております。

続きまして、310ページをお願いします。19款寄附金、2目ふるさと納税寄附金、実績見込みに伴いまして補正をさせていただいております。

続きまして、311ページ、22款諸収入、5目雑入でございます。市町村振興宝くじ市町村交付金追加、こちらも交付決定いただいた額に合わせて追加をさせていただいております。

それから、23款町債です。各事業の実績額に基づきまして、所要の額を補正をさせていただいております。

それから、戻りまして300ページ、地方債補正、こちらにつきましては町長の説明のとおりでございますし、302ページ、こちらに繰越明許費の明細を入れておりますが、こちらも町長の説明のとおりでございます。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 312ページ、7目の18節でしょうか、町デマンド交通運行費補助金の減額、これ先ほど総務課長のほうから実績に合わせての減額であるということですが、どうして数が減ったかという理由は分かりますか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 運行者との打合せでは、やはり新型コロナの関係で出かける方が非常に減っているということで、デマンド交通だけでなく、タクシー事業も併せて非常に厳しい状況だというお話もいただいておりますので、一番の原因はそこではないかなというふうに思っております。

○議長（三輪 正） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 多分そうだろうなとは思いましたが、コロナの問題というのもいつまでもコロナでもないわけでありますが、公共交通関係の非常に厳しい当町にとって、デマンドの運行というのは足を持たない方々にとって非常に重要な事業だと思うのです。そのようなことを見ても、減ったことに対してなぜ減ったかという理由が分かれば、次にどういう手を打てばいいかという施策も出てくるわけですので、その辺でお尋ねをいたしました。また、新年度予算のほうにも予算書で出されているようでありますから、そこでまたさらに他の事業との問題点等も提起しながら質疑をしたいと思います。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

9番、加藤議員。

○9番（加藤修三） 323ページ、水産業費の中で漁業者経営支援事業補助金の減額ということと海浜クリーン作戦委託料の減、これについて内容をお聞かせ願います。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） それでは、初めに漁業者経営支援事業のほうです。こちらにつきまし

ては、制度としましては前々年度の水揚げ高の減少月と当該年度の同月との比較で、その経費の2分の1を補助するというものでございます。具体的には対象とする経費につきましては魚箱代、氷代、販売手数料ということでございます。対象月につきましては、先ほど申しました前々年度同月との比較で、令和3年度におきましては4月、6月、7月、この3か月分が対象月となっております。対象件数につきましては18件ということでこの金額、総額で予算に対して100万円ほどの減額が出たということでございます。

それから、もう一点、海浜クリーン作戦ですが、こちらにつきましては当初の補助金が1,120万円ほどあったのですが、国の交付決定によりまして約130万円ほど減って980万円ほどの交付決定ということでございます。約80%ほどの補助率なのですが、その減った分の事業費相当分を事業費から削減したということで、こちらについてもほぼ予定どおりの実施内容だったのですが、事業費として国の補助金が落ちた分が削減されたという内容でございます。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

7番、小黒議員。

○7番（小黒博泰） 306ページ、歳入のほうから1つあれなのですが、15款使用料及び手数料の中で5目土木使用料の町営住宅使用料減ということで、これ今現在小木が多分2戸、米田が1戸、あと川西のひまわりで1戸空いていると思うのです。その分ということで理解していいのかが1点。

それと、321ページ、6款農林水産業費の3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金の中の一番下で町農業者経営支援事業補助金減ということに263万6,000円とあるのですが、これはたしか米の下落分、町が補助するというのでJA出荷米を対象にしたと思うのですが、これは出荷数量が減ったのか、それとも等級別にまたその格差もあるので、その辺でもって減ったのか、その2点ちょっとお聞かせください。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 町営住宅使用料の減額でございます。当初予算組みの際は、その際に入居されている住宅について計算して当初予算組みいたしました。Aタイプの3棟につきまして10か月ほど空いております。あとひまわりハウス、こちら2世帯が5か月ほど空いております。その辺りを計算いたしますと、記載のとおり減額となるものでございます。今現在町営住宅は72世帯分ございますが、66世帯が使用しているという状況でございます。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） 農業者支援事業の減額の理由でございます。こちらにつきましては、9月補正で予算を議決いただいたものでございます。実は当初は、今回はコシヒカリとゆきの精が対象でございました。コシヒカリについては、仮渡金が9月の段階で1万2,200円という発表がございまして、その差額分で前年度差額1,900円での予算計上をしておりました。その2分の1です。そ

の後、仮渡金がコシヒカリにつきましては500円アップしたということで1万2,700円になった関係で、その関係で差額が小さくなった分で今回ちょっと予算の減額が生じたものでございます。俵数につきましては予定どおりということでございましたので、今ほどの理由で減額が大きくなったという理由でございます。

○議長（三輪 正） 7番、小黒議員。

○7番（小黒博泰） 町営住宅のほうなのですけど、できるだけ空きがないように、一世帯でも多く入っていただけるよう、公募のほうもホームページ等出ていますけれども、していただきたいと思えますし、米の支援につきまして、今回は国のほうからまた500円ですか、出ているような感じがありますけれども、できるだけまた出雲崎のコシヒカリ等々のブランド化を目指すためにも、こういう支援はもっとやっていただきたいとお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

9番、加藤議員。

○9番（加藤修三） 316ページのこれは民生費になりますか、これも宮下議員が質問した内容と似たような形になるのですけども、高齢者福祉タクシー・バス利用ということで100万円減ということになっているのですけども、2月のときに新年度の予算で2万円から3万円に増やすということの予定を持っているのですけども、100万円減っているというのはどういう形で、何で減っているのかということをもっと聞かせてください。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 高齢者の福祉タクシー、バスの利用料の助成についてです。これもやはりコロナ禍の影響によりまして、春先はほぼ前年並みの利用率だったのですが、後半に來まして昨年度に比べまして70%から90%ぐらいの減、利用率になっております。ということで、全体的に約100万円の減額をさせていただいております。最終的には、ほぼ昨年には近い数字にはなるのではないかと思います、例年3月に非常に利用される方が多くて、普通の月の倍以上の金額になっていますので、その利用状況によっては、ちょっとまだ少ない額で最終的に決まるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

1番、仙海議員。

○1番（仙海直樹） 319ページをお願いいたします。予防費の中の12節委託料なのですが、定期予防接種委託料が減額されておりますが、この定期予防接種というのはどのようなものがこれに当たりますか。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） こちらの定期予防接種につきましては、国の法律で決まっております、義務づけされているいろいろな予防接種がありますけども、それらの費用になりまして、最終的に大体100万円ちょっと決算見込み、減額になるという予定です。

以上です。

○議長（三輪 正） 1番、仙海議員。

○1番（仙海直樹） 子どもの受けるものとか肺炎球菌ワクチン、大人が受けるものですか子どもが受けるものも全てここに含まれるという感じという解釈でよろしいですか。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 子どもと妊婦のインフルエンザにつきましては、予防費の中の19節扶助費の任意予防接種費の中に含まれます。それは義務づけではありませんので、そのような形の予算構成になっております。

以上です。

○議長（三輪 正） 1番、仙海議員。

○1番（仙海直樹） 定期予防接種、今課長がおっしゃったように、国のほうが進めているような予防接種に当たって幾つかあると思うのです。任意は任意で、町はある程度また助成したりしてやっていると思うのですが、定期予防接種については、基本受けてくださいよという形で当然努力義務ということになっておりますよね。ですが、やはり受けたほうがいいということで町も進めているわけだと思うのですけれども、予算が減額されてくるということは、そもそも受けなかったり、案内を出しているのですが、受けなくていいというふうに言っている方が多いのか、それとも見積もった最初の段階で人数が減ってきているのかというところがどちらかかなと私は思っているのですが、もし受けなくていいという人が多いとなると、行政としてはもう少し積極的にご案内を差し上げて、やはり接種してもらう方向に行ったほうが、後々、小さい子につきましては免疫力が弱いわけですから小さいときに受けさせるわけですので、その辺についてももう少し原因を調査していただいて、私が初めに言ったような感じで、受けないという人が多くなってきているのであれば、もう少し積極的に働きかけていただいたほうがいいのかというふうに感じていますので、その辺を含めて、またご検討いただければなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 定期予防接種の中に子どもから大人までいろんな種類の、ちょっと今手元に資料がないので細かくはあれなのですが、特に子どもの定期予防接種については、極力対象者全員から受けていただくよう、もし受けていない方がいれば、また通知をしながら実施していただくよう案内はしております。この定期予防接種の中には、例えば高齢者のインフルエンザはこの項目の中に入っていますので、本当は予算の段階では対象者全員を盛るべきなのですが、ある程度前年度の実績見込み等を考慮しながら、対象者の何%分というような形で予算要求はさせてい

ただいております。インフルエンザだけではないのですけども、最終的にその見込みよりも低かったという結果になっております。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

9番、加藤議員。

○9番（加藤修三） 326ページ、住宅費の中で街なみ環境整備費というところで四季彩小路の費用ということで合計で約50万円マイナスしているのですけども、天領側から見ると電飾、非常にいいわけですけども、旧街並みから見ると全く照明も見えないと、全然見えない形ですので、もしこういう費用的に余る部分があったら、本当は表側のほうに、門型の一部のところだけでもつけられるような形はなかったのかどうか、その辺をお聞きしたいのですが、いかがでしょう。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 四季彩小路の電飾部分につきましては、14節工事請負費のほうで執行しております。減額につきましては、当初電飾の電線を多く見ておりました。今ご発言のとおり、街並み側にも張るという構想を持っておりましたが、当初の目的が天領側、国道側のほうから、目立たせて街並みへ導いていこうという目的もございましたし、街並み側に電飾を張って、夜は当然光りますから、まぶしいというあたりをちょっと考慮して、街並み側からは見えないような対策で工事しております。その分による減額ということでご理解をお願いいたします。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 306ページの中で、地方交付税、当町にとっても8割ぐらい保存しているわけですけども、見た中で大変交付金をいただいているという解釈の中で、この流れみたいなものというのは、こういうふうにいただける方向を示されているのか、それともこれが削減のようになっていくのか、その辺の見通しみたいなのがもしお分かりでしたら聞かせていただきたいのですが。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 地方交付税の算定につきましては、いろいろな条件がありまして、例えば人口だったり、道路の延長だったり、様々なものが加味されて算出されているものなので、今後の見通しとかというのが、こちらではなかなかちょっと分からない部分がありまして、これからの時代、しばらくの間は今デジタル関係のためにということで交付税自身が増額されてきておりますので、取りあえず落ち着くまではその分がちょっと加算されて、例年よりも多いのではないかなということで期待はしておるところでございます。10年後、20年後どうなるかというのはちょっと今お話しできるような状況にはありませんので、しばらくの間は当面の額は確保できるのではないかなというような形でお答えさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三輪 正） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正）　そうしますと、課長、5年ぐらいは大体数年の中でこの推移でいかれるというふうに見通してよろしいのでしょうか。

○議長（三輪 正）　総務課長。

○総務課長（大矢正人）　一応大体そんな感じになるのではないかなというふうには読んでおりますが、ちょっと分かりません。それも国の施策がどういうふうになるか、政権が替わるか、いろんな部分があるかと思うので、ちょっと読めないで、取りあえずは当面このぐらいでいくのではないかなというふうな形でご理解いただければと思っております。

○議長（三輪 正）　町長。

○町長（小林則幸）　地方交付税の原資はご存じのように法人税、酒税、消費税、この3税の中で交付されてくるわけですが、要するに国の今財政が法人税あるいは酒税、あるいは消費税、今トリガー条項、これが大きな問題になっています。トリガー条項の禁止が緩和されますと相当の影響が出る。こういう社会情勢によって国の財政が変わってまいりますと、期待どおりにはいかない。要するに国自体の3税をまず法人税を含めて税が上がることによって、そのうちの限られたそういう地方交付税が還付されてまいりますので、全く5年、10年後において予測はできない。

ただし、この地方交付税というのは、地方の財政需要、基準財政需要額に基づいて、いかに地方において税収が下がっても大体標準的な政策が進められるという制度が保障されていますので、その点は今回の一般質問でもありますが、町の単独町税が非常に下がっていますが、そういう点においては国の保障制度がありますので、まず国が破綻しない以上は大丈夫、維持されるというふうに思っておりますので、行政の判断、いわゆる国の情勢なり、今世界情勢も変わっていますが、こういう状況の中における推移によって変化が生じるということだけをご理解いただきたいと思います。

○議長（三輪 正）　ほかにありませんか。

4番、高桑議員。

○4番（高桑佳子）　329ページをお願いします。社会教育費の中で、社会教育総務費、こちら負担金補助及び交付金のところで伝統芸能後継者育成事業補助金10万円減となっておりますが、今年度については対象者がなかったということでしょうか。

○議長（三輪 正）　教育課長。

○教育課長（内藤良治）　残念ながら令和3年度につきましては、手を挙げていただける伝統芸能の団体様がなかったということでございます。

○議長（三輪 正）　4番、高桑議員。

○4番（高桑佳子）　私、こういう後継事業の補助金というものは、割と今まで見ておりますと、ずっと前から同じような形で、同じような対象で交付の基準というものが決められているのではないかと、そういう感覚をちょっと持っております、このように一律で使われないようなことは誠に

残念ですし、例えば後継を考える方にとっては、若干ハードルの高い補助金かもしれないとも思いますと、もう少し間口を広く、使い勝手がいいといいますか、少ない形で、例えばお試し体験会みたいなものでも対象になるような形で、こういうせつかくの事業があるのですから、伝統芸能に触れる機会をなるべく増やしていただくように、ぜひこれからはPRをしていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和3年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（三輪 正） 日程第8、議案第4号 令和3年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては今年度の決算見込みに基づきまして4款保健事業費を減額し、5款基金積立金に1,500万円を追加しまして、国保財政調整基金に積立てをいたします。

歳入予算では、決算見込みに基づきまして、1款国民健康保険税、5款国庫支出金、6款県支出金を増額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ1,426万3,000円を追加し、予算総額を5億5,476万6,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の251ページをお願いいたします。4款保健事業費につきましては、人間ドック検診委託料がコロナ禍の影響もありまして、受診者が当初の見込みより40人程度減ったため、73万8,000円減額をしております。

次に、252ページをお願いいたします。5款基金積立金では、国保財政調整基金に1,500万円を積み立てるものであり、これによりまして同基金の年度末残高は9,369万円となる見込みです。

なお、国保特会の予算等の状況につきましては、議会資料65ページ以降にございますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（三輪 正） 日程第9、議案第5号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の決算見込みに基づきまして1款総務費を減額いたしました。

歳入予算では、決算見込みに基づきまして3款国庫支出金、5款県支出金を増額し、4款支払基金交付金、7款繰入金を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ125万5,000円を減額いたしまして、予算総額を6億8,750万4,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の261ページをお願いいたします。1款総務費では、訪問調査員による認定調査件数等の減により、調査関係経費を82万円減額しております。

歳入では、260ページの7款繰入金におきまして介護給付費準備基金繰入金600万円を減額し、これによりまして同基金の年度末残高は1億1,329万6,000円となる見込みです。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 261ページの今のお話の中で、訪問調査員報酬減の36万円なのですけども、この

内容というのはそこに来てくれとかというようなお話がなかったから行かなかったのか、それともコロナの関係でそういうふうな絡みの中でどうなったかというのが、内容等がちょっとお分かりでしたら聞かせていただきたいのですけども。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 当初予算では訪問調査員の報酬としまして単価6,000円の120回分を見込んでおりましたが、最終的にはその半分の60人程度で進むということになっております。内容としましては、確かにコロナの影響もありますけども、基本的に調査員は外部の方をお願いしておりますので、それを町の職員のほうで積極的に調査に出かけたりもしております。もありますし、実際に介護の申請等が少なければ、このような調査関係も減りますので、そのような全体的な影響の中で減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時31分）

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎議案第6号 令和3年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

○議長（三輪 正） 日程第10、議案第6号 令和3年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

令和3年度の簡水特会では、常楽寺配水池の配管更新工事、川西地区の連絡管の布設工事、尼瀬地区の老朽管更新を実施いたしております。

このたびの補正は、落雷による故障や自然漏水に対応するため、施設修繕料を追加しています。このほか年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額8万7,000円を減額いたしまして、予算総額1億7,746万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、275ページをお願いいたします。1款1項1目26節、公課費の消費税では昨年9月の確定申告額が12万5,000円でございます。この3月の中間納付もございませんので、差額を減額いたします。

2目運営準備基金費は、利子と積立金を計上いたしました。

2款水道管理費では、落雷被害と自然漏水に対応するため、施設修繕料を追加いたしました。

276ページに移りまして、水道施設費です。1目配管布設整備費の工事請負費では4件の管路工事を実施いたしましたが、主に常楽寺配水地配管更新工事の減額によるものです。

2目取水施設整備費の委託料は、精算による減額でございます。

273ページをお願いいたします。歳入ですが、5款繰入金の減額は管路工事費の減額によるものでございます。

7款諸収入では、落雷被害を受けた浄水場の損害補償金を計上いたしました。

めくっていただき、8款町債の減額も管路工事費の減額によるものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 令和3年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（三輪 正） 日程第11、議案第7号 令和3年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明を申し上げます。

令和3年度の農排特会では、処理区統合の管路工事を実施しております。

このたびの補正予算は、松本地区処理場の機械、電気設備の撤去工事費を追加したほか、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1,713万3,000円を追加いたしまして、予算総額を1億5,203万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、286ページをお願いいたします。1款総務費、12節公営企業会計移行支援業務委託料を減額いたします。

2款集落排水施設費です。10節需用費の施設修繕料ですが、中継ポンプの交換工事を予定いたしました。年度内に入荷が難しいという状況でございましたので、この経費を減額いたします。委託料、工事請負費は精算による減額です。

287ページをお願いいたします。2項集落排水施設費、1目出雲崎地区です。委託料では、処理区統合管路工事の設計監理業務を精算により減額いたします。また、新年度に用途廃止いたします松本地区処理場の設備類撤去工事のため、設計監理業務を300万円追加いたしました。工事請負費です。統合のための管路工事を精算見込みにより減額いたします。委託料と同じく、松本処理場の設備の設備類撤去工事を追加いたしました。

284ページに戻っていただき、歳入です。農排事業分担金を追加いたしました。

3款国庫支出金です。令和3年度当初に農村整備事業の補助金が創設されました。県全体の振り分けの中で、農排事業につきましては補助金に移行するという指導でございましたので、交付金を全部減し、補助金で計上しております。

2目農村整備事業補助金は、当初の1,350万円に加えまして、国追加補正分の850万円を加えまして2,200万円を計上いたしました。

4款繰入金を減額いたします。

285ページでございます。5款繰越金は数字を整理いたしました。

7款町債です。農業集落排水事業債は、松本地区処理場の撤去工事分として追加いたします。公営企業会計適用事業債は減額となります。

282ページでございます。第3表、繰越明許費ですが、松本地区処理場の設備類撤去工事に伴う工事費、それと施工管理業務を繰越しさせていただきたいものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 令和3年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（三輪 正） 日程第12、議案第8号 令和3年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

令和3年度の水道特会では、久田浄化センターのストックマネジメント事業によりまして、電気計装設備の更新を実施しております。

このたびの補正予算は、マンホールポンプ場の落雷被害に対応するため、施設修繕料を追加しております。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額41万8,000円を追加いたしまして、予算総額を2億5,060万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

295ページをお願いいたします。1款総務費の旅費でございますが、全国町村下水道協議会の全国

大会が中止となりましたので、旅費につきましては減額いたします。

2款事業費です。需用費の施設修繕料の追加は、町長の説明のとおりでございます。役務費、下水道施設清掃料は精算による減額でございます。

294ページ、歳入でございます。機械設備損害補償金は、落雷被害を受けた設備の補償金を計上いたしました。また、主催者支給旅費の減額は、下水道全国大会が中止になったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 令和3年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（三輪 正） 日程第13、議案第9号 令和3年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、松本ひがし団地に可燃物ごみ箱を1基設置しておりますが、容量が不足している状況であります。追加のごみ箱を購入する経費を計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額20万5,000円を追加いたしまして、予算総額を1,699万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ございません」の声あり〕

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 第6次出雲崎町総合計画（基本構想）の策定について

○議長（三輪 正） 日程第14、議案第10号 第6次出雲崎町総合計画（基本構想）の策定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

平成22年度に策定しました第5次総合計画は、令和3年度をもって計画期間が終了となります。このたびの第6次総合計画につきましては、令和4年度から令和12年度までの9年間の計画期間とする本町の総合計画基本構想を定めるもので、議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

第6次計画につきましては、昨年11月4日に町総合計画審議会に策定の諮問をいたし、本年2月28日に審議会長から答申をいただきました。この間、審議会におかれましては5回の会合を重ね、町が取り組むべき施策の方向性など、アンケート結果を基に審議が行われたと聞いております。

答申では、基本構想の理念である「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」の実現に向けて5つの基本目標を掲げながら、本町のこれからの9か年に及ぶ総合的、計画的な基本指針が示されています。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

町の総合計画につきましては、昭和46年に初めて総合計画が策定されて、それから今年度まで、第5次の計画までに毎計画ごと、大体10年スパンで計画されておりました。第5次の計画につきましては、昨年策定しました過疎地域持続的発展計画との整合性を図り、今後の社会情勢を踏まえた実効性のある計画とするために、計画期間を1年延長した11年という計画になっております。本町におきましては、今年度までの第5次計画期間中の11年間で非常に変化が大きかったのではないかとこのように思っております。

第6次計画策定に当たりましては、この第5次計画、それから第2期総合戦略、そういうものを継承した中で、さらなるまちづくりの方向性を示した計画となっております。町内から無作為に抽出しました1,000名にアンケートをお願いしまして、計画策定におけるご意見をいただきまして、参考とさせていただいております。

新たな時代に向けまして過疎計画、第2期総合戦略、国土強靱化地域計画と整合、調和を図りながら、基本構想、基本目標が設定されております。基本構想の理念の下、5つの基本目標を設定しまして、各種施策を推進するようになります。実施計画につきましては、3年計画としまして毎年度見直しを行うローリング方式というふうになっております。

本計画の基本目標及び施策を進めることによりまして、基本指標として人口を設定しております。人口推計では、令和12年で約3,400人となっておる町内の人口を令和12年の国勢調査数値として

3,700人という目標にさせていただいております。少しでも減少幅を抑えるよう、目標を設定しております。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第15、議案第11号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

地方公務員法では、公務員が禁錮以上の刑に科せられた場合、分限条例に特別の定めがない限り、失職することが定められております。

このたびの条例の一部改正では、職務遂行中、または通勤途上の過失による交通事故により禁錮

以上の刑に処され、その刑の執行を猶予された職員について、特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができるように改正をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

新潟県内では、新潟県のほか、30市町村のうち9市2町で既に失職の特例を設けております。新潟県総合事務組合でも、昨年度条例改正が行われました。当該条例の一部改正では、これまでの職務内容、職務態度、貢献度などを総合的に勘案しまして、任命権者が情状を考慮できるという判断したときのみ適用されるもので、誰もが失職を免れるものではございません。職務遂行中、または通勤途上の過失による交通事故の場合に限られるということになっております。

詳細は、補足説明資料69ページに新旧対照表を添付させていただきました。参考としていただきたいと思えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。最初に、議案第11号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（三輪 正） 日程第16、議案第12号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正では、人事院規則等の改正に合わせ、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件を緩和し、併せて育児休業を取得しやすい職場環境の整備に関する措置等を追加するものであります。

よろしく審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

近年、少子高齢化の進展に伴いまして、育児や介護と仕事との両立を支援していくことが国全体の重要な課題となっており、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう、見直しが行われております。このたび非常勤職員につきまして、育児休業及び介護休暇を取得できる職員の要件を民間労働法制の見直しに合わせまして見直すものでございます。

詳細は、補足説明資料71ページから75ページに新旧対照表を添付させていただきました。参考とさせていただきたいと思えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 ふるさと出雲崎応援寄附条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第17、議案第13号 ふるさと出雲崎応援寄附条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、ふるさと納税により寄附をいただいた方の意向を町の施策に適切に反映できるよう、指定する事業の改正を行ったものであります。

また、企業版ふるさと納税につきましても用途指定及び基金の積立てについて定めたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

ふるさと出雲崎応援寄附金につきましては、その用途を指定する場合、これまでは条例において事業を列挙していたところがございます。第6次総合計画の策定を踏まえまして、今後は実施計画等、町の施策に即応した事業を速やかに寄附者へお伝えすることによりまして、寄附者の意向を適切に反映できるよう、指定する事業を改正するものでございます。

また、企業版ふるさと納税につきましては、現行では現年度事業に充当しておりました。今後は、必要により基金に積み立てまして、後年度の事業費に充てることができるように改正するものでございます。これらの改正を踏まえまして、題名も基金条例に改めるものでございます。

詳細は、補足説明資料77ページから79ページに新旧対照表を添付させていただきました。参考と

していただきたいと思います。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 今の説明の中で、第2条の中で（3）、町長が別に定める事業ということは、町長が何か考えることとかあるわけでしょうか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 先ほど説明しましたように、町で実施計画を立てている事業ではないものに充ててもらいたいとか、それによらない部分とか、あと町長がこの事業に充てようというような形で少し幅を持たせる意味もありまして、別に定めるといふふうにご設定してございますので、その辺ご理解いただければと思っております。

○議長（三輪 正） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） そうしますと、町民だとかいろいろ考え方が役場のほうに来て、それでこういうのをお願いしたいという中で、思慮した中でその項目がなかなか当てはまらないという中で、そういうときには町長査定の中で、町長が、ではこれはいいよというふうなことになるれば認めるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 寄附者の意向、その辺と町側のものが合致したというような感じで充たさせていただいているというふうにご理解いただければと思っておりますので、寄附者の方の意向がそのまま新しい事業を起こすというわけでもないのです、その辺は行政側とのすり合わせの中で使わせていただくということでご理解いただければと思っております。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第18、議案第14号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

井鼻児童遊園は、平成13年度から21年にわたりまして利用されてきましたが、このたび遊具の経年劣化によりまして全て撤去をいたします。これに伴いまして、児童遊園としての機能を有しなくなるために廃止することにし、本条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

井鼻児童遊園の遊具につきましては、中型の滑り台が1基ありますが、つないでいる金具類の腐食が激しく、使用できなくなったため、このたび撤去いたします。今後の土地につきましては、普通財産として総務課のほうが管理を行います。

議会資料81ページに新旧対照表がございますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、仙海議員。

○1番（仙海直樹） これで海岸地区には児童遊園が一つもなくなったわけでございますけれども、小さなお子さんをお持ちの方もいますし、やはりどこかに子どもと一緒に散歩に出かけたりするにも、そのような場所が一つもなくなってしまったということは残念に思っている保護者の方もいるのではないかなんていうような気はしております。

一方で、今回の総合計画のアンケートを見ますと、重要度、そして満足度もともに低いという

ころにこのような児童遊園の結果が出ているというのもあるのですが、そのようなところに、海岸地区にも小さなお子さんをお持ちのご家庭もあるとなると、やはりどこかに何かそのような場所があったほうがいいのではないかなという気もしております。

以前、天領の里のところにアスレチックのミニ版みたいな感じでしたか、ちょっと私、記憶定かではないのですが、そのようなものもあったように記憶しております。なかなか費用対効果を見たり、安全性を考えますと、検討の余地はあるかと思いますが、その辺も含めてこれはこれで私はいいと思うのですけれども、また再度ご検討いただければなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 仙海議員言われたとおり、これで海岸地区の児童遊園は全て廃止になります。先日もちょっと子育てに関する会議がありまして、委員の皆さんからやはり空き地でもいい、ちょっと子どもたちが広い場所で遊べるような場所があってもいいのではないかというご意見も私いただきました。新年度以降、児童遊園の関係につきましては、また地域政策室等の中で方向性をちょっと考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

○議長（三輪 正） 日程第19、議案第15号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、子育て世代に対する支援をさらに充実させるため、乳児おむつ等支給事業の拡充を図るものでございます。現行の事業対象者は満1歳に満たない乳児となっておりますが、令和4年4月から満2歳に満たない乳幼児に拡充することに伴い、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

このたびの制度拡充に伴い、事業名のほうを乳幼児おむつ等支給事業に改めます。

なお、給付額につきましては、現行と同じく1か月当たり5,000円を限度といたします。

また、条例施行日の前日までを誕生日とする満2歳に満たない子どもについても特例として給付することといたします。令和4年度中に満2歳に達する子どもにつきましては、一律4月分から来年3月分までを支給します。

また、令和4年度中に満1歳に達する子どもについては、誕生日の翌日から12か月分を支給することとして所要の改正を行います。

議会資料83ページに新旧対照表がございますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、島議員。

○8番（島 明日香） 年齢が拡大されたことはどういうふう周知されていくのかということと、あと今までの制度でどのくらいの利用率があったのか教えていただけてよろしいですか。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 制度の周知につきましては、議会の議決をいただいた後に広報等には載せたいと思いますし、ホームページ等でも周知をします。また、対象になる方は限定的になりますので、個々に通知等をさせていただきたいと思います。

利用率につきましては、当然赤ちゃんが生まれた方につきましては、今まで100%利用されており

ますので、金額も上限5,000円となっておりますが、ほぼ上限の額を給付している状況となっております。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第20、議案第16号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、し尿くみ取り手数料の改定でございます。前回の単価の改定から13年が経過をし、下水道の普及によりまして、くみ取り件数も減少しており、し尿処理委託をしている長岡市のくみ取り手数料と同額にするものでございます。

なお、手数料改定の周知期間を設けて、施行日を令和4年10月1日といたします。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 補足説明をさせていただきます。

改正の趣旨につきましては、町長の提案理由のとおりです。し尿くみ取り手数料の改定のため、別表第2を全部改正いたします。現行の手数料は10リットル以下を最少単位として単価を設定していますが、これを長岡市と同様に200リットル以下を最少単位として単価を設定し、手数料を同額とするものです。実際のくみ取りも1回当たり200リットルほどの量ですので、最少単位の変更による影響はほぼございません。現行の手数料を200リットルで換算しますと1,400円で、改定後は1,720円ですので、320円の値上がりとなります。200リットルを超える部分につきましては、10リットル当たり16円の値上がりとなります。これは仮設トイレも同様の値上がりとなります。し尿くみ取りの世帯数は10件ほどでございます。当町は長岡市にし尿処理を委託しておりますので、長岡市民同様に利用者から応分のご負担をお願いするものでございます。手数料改定の周知期間を半年間設け、令和4年10月1日からの施行といたします。

そのほか、別表第2の改正に合わせ、別表第1と第3の「1」を片仮名表記の「リットル」に統一するため、改正をするものでございます。

なお、新旧対照表は議会資料の85ページから87ページでございますので、ご確認をお願いいたします。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第21、議案第17号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、農業集落排水、松本地区を出雲崎地区に統合し、処理区を変更いたします。松本地区処理場を用途廃止しますので、条例中の別表から削除するものでありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

松本地区処理場は、平成6年11月の供用開始から27年が経過いたします。このたび処理施設の名称をなくし、処理区域については出雲崎地区の処理区域施設に加えております。

資料の89ページに新旧対照表を載せてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第22、議案第18号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国が消防団員の処遇改善を図ることを目的に、年額報酬の標準額を3万6,500円と定め、他の階級に当たる団員についても標準額と均衡の取れた額とするよう要請があったため、消防団員の年額報酬を改定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

当町に限らず、消防団員の確保は全国的な課題となっております。団員の処遇改善のため、報酬年額を国の標準額に合わせる改定を行うものでございます。

また、団員の報酬年額の改定に合わせて、班長の報酬年額も均等の取れた額に改定するものでございます。

補足説明資料の91ページに新旧対照表を添付させていただきました。参考としていただきたいと思っております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更
について

○議長（三輪 正） 日程第23、議案第19号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明を申し上げます。

本形成協定につきましては、平成21年12月に長岡市と本町で結ばれた協定であります。このたびの協定の一部変更は、第3条、連携する取組の分野、内容及び役割分担の中で、スポーツ指導者の養成からさらに進んで指導者の活用についても圏域で取り組むこととする内容の変更であります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

本協定は、長岡地域定住自立圏の中心市、長岡市と構成市町との間で結ばれた協定でございます。

市町村の枠を超えた広域的な取組や行政と民間の連携、役割分担を通じまして、それぞれの持つ強みを生かし、弱みを補完し合いながら圏域全体の活性化を図るということを目的としております。

このたびの協定の変更は、人材育成の中のスポーツ指導者養成に関しまして、取組内容を子どもたちから全世代に拡大して取り組めるよう変更するものでございます。

補足説明資料の93ページに新旧対照表を添付させていただきました。参考としていただきたいと思っております。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） 1つ伺います。

新しい改正の最後に活用とあります。具体的にはどのような形が想定されているのか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） スポーツ指導者の方々から、今までは子どもたちへの指導ということに限定をしていたものを全世代型ということで、子どもたちからお年寄りまでの方々のスポーツ指導に関しまして、スポーツ指導者から指導をいただくような形のを想定しているということで、そういう形の活用ということでご理解いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（三輪 正） 日程第24、議案第20号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

このたび長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で締結しておりますところの公共施設の相互利用に関する協定書について、長岡市栃尾市民会館及び長岡市栃尾文化センターが令和4年3月31日で閉館をし、新たに長岡市栃尾地域交流拠点施設が整備されることに伴いまして、協定書を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

新しく建設しております長岡市栃尾地域交流拠点施設、通称トチオーレは、5月1日オープンと聞いております。大小のホールに会議室や図書館などを併設した、まさに栃尾地域の交流の拠点となる施設のようでございます。

補足説明資料95ページに新旧対照表を添付させていただきました。参考としていただきたいと思います。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 町道路線の認定について

○議長（三輪 正） 日程第25、議案第21号 町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第21号につきましてご説明を申し上げます。

認定をいたします山谷5号線は、新年度に造成いたしますやまや団地内に新設する道路で、延長は110mを予定しております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

議会資料67ページに図面と位置図を載せてございます。ご覧いただきたいと思います。起終点構成につきましては、ご覧いただいたとおりでございます。また、道路幅員につきましては、道路側溝を含めまして6mを予定しております。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 11時40分）

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第22号 令和4年度出雲崎町一般会計予算について

議案第23号 令和4年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第24号 令和4年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第25号 令和4年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第26号 令和4年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第27号 令和4年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について

議案第28号 令和4年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第29号 令和4年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第30号 令和4年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（三輪 正） 日程第26、議案第22号 令和4年度出雲崎町一般会計予算について、日程第27、議案第23号 令和4年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第28、議案第24号 令和4年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第29、議案第25号 令和4年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第30、議案第26号 令和4年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第31、議案第27号 令和4年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第32、議案第28号 令和4年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第33、議案第29号 令和4年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日

程第34、議案第30号 令和4年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました令和4年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から令和4年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 本日、ここに令和4年3月町議会定例会を迎えまして、令和4年度予算をはじめとする諸議案をご提案、ご審議いただくに当たりまして、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方を申し述べながら、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力をお願いをいたすところでございます。

私たちの生活を一変させました新型コロナウイルスでございますが、国内で感染が初めて確認をされてから2年以上経過をいたしました。この間、感染拡大とピークアウトという波とウイルスの変異を繰り返し、第6波となったオミクロン株はこれまで経験のない規模の大きな波となって、私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。

このような状況の中におきまして、町民各位、皆様には、生活や仕事、あらゆる場面でご負担、ご苦勞をおかけしながら、マスクの着用、手洗いあるいは3密の回避といった「新しい生活様式」の実践など、感染予防対策に引き続きご協力をいただいておりますことを心から感謝を申し上げる次第でございます。

そして、新型コロナウイルス対応の最前線におられますところの医療、介護福祉、保育、教育などのエッセンシャルワーカー等々の皆さん、大変なご苦勞に対しまして深く敬意と感謝を申し上げます。

町といたしましてもワクチン接種や基本的な感染対策の徹底によりまして、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域の経済あるいはまた町民生活を支援するため、町民の皆様の方に寄り添いながら、迅速に切れ目なく事業を進めてまいりました。

ワクチン接種は、昨年4月から施設入所者に対する1回目の接種を開始いたしまして、10月までに接種を希望する町民各位の集団接種を行いました。現在3回目となる追加接種を進めておりまして、65歳以上の方については4月上旬に終了し、18歳以上64歳以下の方につきましては4月上旬から開始をし、5月中旬に終了する予定となっております。また、5歳以上11歳以下のお子さんにつきましては、3月下旬から希望者に対する第1回目の接種を開始する予定であります。今後も一人でも多くの方が接種をいただけるように取組をいたしてまいります。

また、地域経済、町民生活への支援といたしまして、これまでプレミアム商品券の発行あるいは飲食店等が実施する感染防止対策への補助及び従事者等々が無料でPCR検査を受けることができる体制の整備に加えまして、事業者等を対象とした事業継続支援給付金や農業者あるいはまた漁業者等々に対する支援事業補助金の支給などを実施し、総力を挙げて対応してまいりました。

令和4年度も国及び県と連携しながら感染拡大防止やポスト・コロナを見据えた取組をはじめといたしまして、状況に応じ、迅速に対応しながら必要な対策を取ってまいりたいというふうを考えております。

そのような中、国におきましても新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現に向けた予算として、令和4年度一般会計総額は、当初予算といたしましては4年連続で100兆円を超える、前年度比0.9%増の107兆5,964億円となっております。

また、県におきましても令和4年度予算案が2月16日に発表されました。新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、ポスト・コロナ社会を見据えた「住んでよし、訪れてよしの新潟県」づくりをしっかりと前に進める予算とし、前年度比3.6%減の1兆3,562億円となっております。現在県議会で審議がされているところでございます。

新年度は、第6次出雲崎町総合計画がスタートする年となりますが、ポスト・コロナを見据え、子育て、教育をはじめとする新たな取組を進めるとともに、町民の皆様が生きがいと夢を持ち続けていただけるようなまちづくりを目指しまして、全身全霊を尽くしてまいります。

令和4年度の予算編成の最重点施策でございますが、ワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題といたしまして、ポスト・コロナを見据え、第2期の「出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組を着実に実行してまいりますとともに、先日、総合計画審議会から答申をいただきました第6次総合計画基本構想の理念でありますところの「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」の実現に向けまして、将来を見据えたところのめり張りの利いた予算編成をいたしてまいりました。

なお、第6次総合計画の基本構想は、議会のご承認をいただいて初めて実現できるものであり、本議会にも上程されておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げたいと思っております。

今年は、良寛堂建立100周年の記念すべき年でありまして、10月には全国良寛会総会が本町で開催されます。

コロナ禍による移住機運の高まりを捉えながら、出雲崎町の魅力を全国に発信し、本町と係わりを持つ関係人口の増加を図ってまいります。

令和4年度の主要施策の概要についてでございますが、令和4年度の主要施策につきましては、第6次総合計画で定めた5つの基本目標の体系に沿って、その概要を申し述べさせていただきます。

最初に、健やかに笑顔で暮らせるまちづくりでございますが、新型コロナワクチンの追加接種や体制整備のための経費を計上し、ふれあいの里での集団接種を中心としてワクチン接種を進め、お子さんから高齢者まで、希望する町民が5月末までに接種を受けることができるよう取り組んでまいります。

コロナ禍によりますところの不安定な環境の中で、安心して子どもを産み育てられる環境を支援

するため、出雲崎出産準備金と出産祝金を支給いたしますところの「幸せを運ぶコウノトリ祝金」事業も実施いたします。

開館5周年を迎えます「多世代交流館きらり」は、引き続き保健師、保育士等専門職等を配置しながら、子育てに関する各種イベントの開催や悩み相談など子育て世代を総合的にサポートし、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいります。

本町に在住する障がい者及びその家族が、身近な地域で日常生活でのお困りのことやいろいろなことの相談ができるよう、引き続き相談支援事業の運営を支援してまいります。

障がい者が地域で自立した生活を送るための支援を行うとともに、就労に向けた訓練及び就労継続のための支援の充実を図ってまいります。

高齢者が在宅においても安心して生活できる緊急時の情報確認に利用するための救急医療情報キット等々も配布するとともに、緊急通報体制の整備や紙おむつ等の支給の支援を行ってまいります。

社会参加の促進と健康増進のための障がい者及び65歳以上の高齢者を対象にいたしましたタクシーや長岡線の路線バスを利用できる福祉タクシー・バス券の助成額も増額をしてまいります。

屈折検査機器等も新規で購入いたしまして、3歳児健診の視覚検査等で活用することによりまして、弱視の早期発見、早期治療につなげてまいります。

小学校就学前3～5歳児の子どもたちの健全育成のために、子ども育成支援金の交付もいたします。

0歳～2歳児の保育利用料の無償化と、国の政策を併せ0歳から5歳児の保育利用料の無償化、これも継続をいたしながら、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

保育士等の処遇改善を図るため、賃金を3%程度引き上げる交付金も交付しますが、0歳から18歳までの通院費及び入院費を全額助成し、子ども医療費を継続して無料化いたしてまいります。また、子育て支援として、乳幼児おむつ支給の対象を1歳未満から2歳未満へと拡充してまいります。

また、国民健康保険事業は、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営の下、地域におけるきめ細かい事業を実施してまいります。

介護保険事業は、介護予防や生活支援のニーズに応えるサービスを提供しながら、「八手の茶の間」「新津邸の茶の間」等を継続してまいります。

安全で安心して暮らせるまちづくりでございますが、新たな住宅団地となる第2期やまや団地を造成し、関連いたしますところの町道あるいは上下水道の整備を進めながら、町への移住を促進するとともに、若者世代の町への定住促進を図ってまいります。

また、基幹交通である定期バス路線の維持あるいは支援とともに、デマンド交通「てまりん便」を本格運行しながら、30分間隔で、最大21便運行するとともに、長岡市三島地区からの「おかえりライナー便」も継続して運行し、町の地域公共交通の充実と地域の活性化を図ってまいります。

町道の改良・舗装事業は、小木常楽寺線ほか3路線において実施をし、生活道路の改善により、

安全性の向上に努めてまいります。

町道妻入りの街並み線の舗装修繕及び稲川トンネルの維持修繕工事を行い、道路環境の適切な管理を図ってまいります。

橋りょうの適正な維持管理のため、鋼橋の塗膜調査を実施しまして、安全な道路施設整備を行います。

定住人口の増加を目的といたしました新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業により、若者世代の住宅取得等々も支援をしております。

大門町営住宅の第1団地の建て替えに伴います既存住宅の除却、地質調査、実施設計を実施いたしますとともに、川西特定公共賃貸住宅の外壁の塗装工事を行いまして、適切な町営住宅管理を図ってまいります。

老朽化いたしました川西地区の浄水場の更新工事を行い、水道の安定供給と併せまして硬度低減を図ってまいります。

久田浄化センターの電気計装設備の更新を行い、安定した汚水処理及び施設の長寿命化を図ってまいります。

農業集落排水の松本地区を出雲崎地区に統合いたしまして、維持管理経費の削減を図ってまいります。

地域消防の中核的役割を果たす消防団員の処遇改善を図るために、団員各位の報酬を引き上げてまいります。

船橋及び大門地区に防火水槽を整備するための地質調査、工事設計等々を実施してまいります。

川西及び小木地区の老朽化いたしました消火栓の取替え工事を行いながら、放水口の高さを高くする機能向上を図りながら、消防水利の充実を図ってまいります。

海岸地区の津波避難路整備や避難路に照明を設置し、津波避難対策を強化いたしてまいります。

防災のために対応すべき業務などを具体的に定めた町地域防災計画について、現況に応じた計画に改定をいたしてまいります。

地域資源・特性を生かした魅力と活力あるまちづくりでございますが、出雲崎産ブランド米コシヒカリ「出雲崎の輝き」の生産を支援し、魅力ある特産品としてのPRを進めてまいります。

農業者の離農が進み、農地の維持が大変困難になっている現状があるために、農業の担い手として町の地域性に合った農業法人等々の設立について、農業者、関係機関あるいは専門家で構成する検討会を立ち上げてまいります。

また、米の需要減少に伴う米価下落等に対する農業者への支援といたしまして、主食用米のJAへの出荷数量に応じて補助金を支給してまいります。

越後さんとう農協が実施いたしますところの出雲崎ライスセンター能力増強工事費を補助しながら、高品質な出雲崎産コシヒカリの生産を促進してまいります。

「まるごとオーナー制度」を継続する中で、釜谷梅あるいはコシヒカリの収穫体験等により、出雲崎の魅力を伝え、広げてまいります。

釜谷梅団地への農道側溝も整備しながら、農道の保全、梅収穫体験の円滑な実施を促進し、釜谷梅栽培組合の今後の営農活動を支援してまいります。

八手地区の県営中山間地域総合整備事業では、田中工区、稲川工区での確定測量図作成、市野坪工区での暗渠排水工事及び確定測量業務を実施してまいります。

地籍調査は、滝谷地区及び神条地区において実施をします。

林道は、船橋田中線の舗装工事を行い、地域林業の振興と適切な森林整備に努めてまいります。

本町の重要な資源である海岸の清掃を海水浴シーズンに合わせて実施し、良好な海浜環境の整備を図ってまいります。

ポスト・コロナに向けた観光促進策といたしまして、町の魅力度を向上し、交流人口の増加を図るための「まち周遊イベント」を実施するとともに、テレビCM等を利用し、イベントPRを積極的に実施してまいります。

また、上野山地区に妻入りの街並みを展望することができる広場を整備するとともに、誘導看板等を設置し、観光誘客につなげてまいります。

観光の拠点施設である天領の里物産館の売場面積を拡大するリニューアル工事等も行い、利用者及び売上額の増加を図ります。

4月から新たな指定管理者が運営する心月輪について、円滑なレストラン及び売店運営に努めてまいります。

企業が地方創生を応援する企業版ふるさと納税を活用しまして、総合戦略事業の推進を図ってまいります。

夢を育み、誇りある歴史、文化を継承するまちづくり。

子どもたちの学習意欲の向上と目的達成に向けた支援といたしまして、公設の学習塾を新規に開設をいたします。

小中学校に入学する児童生徒に入学祝金を支給し、保護者の入学準備の負担軽減を図ってまいります。

高等学校に通学する生徒の通学費の一部を補助することによりまして、保護者の負担軽減等も図ってまいります。

また、若者の定住促進を図るため、新規学卒者で地元就職した方に対しては、奨学金返還額の助成等も行なってまいります。

小学校の通学バス運行事業は、安全・安心な通学を確保するため、引き続き町所有バスと委託バスを併用しながら実施するほか、中学校も冬期間に通学バスを運行します。加えて学校の総合学習や部活動等での有効活用も図ってまいります。

町主催のスポーツ大会参加者や体育施設の利用者にポイントを付与し、ポイントに応じながら商品券と交換できるスポーツマイレージ事業を新規で実施いたしまして、町民の運動機会の創出と健康づくりを図ってまいります。

10月には、良寛堂建立100周年を記念いたしまして開催されますところの全国良寛会出雲崎大会と記念企画展の開催に向け、円滑な開催を支援してまいります。

羽黒神社で保存されております船絵馬等の複製を作製し、寄港地の町家等で展示することにより、日本遺産北前船の魅力を発信してまいります。

多様な人が関わり、賑わいが持続できるまちづくりであります。

これから夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、住宅の購入費等について支援する「結婚新生活支援事業」を実施してまいります。

若者の定住、地元での就職の促進を目的にいたしました、ふるさと就職支援商品券発行事業を実施いたしまして、新規学卒者及びUターン者の通勤や日常生活の支援を行ってまいります。

コロナ禍による移住機運の高まりを捉えながら、移住者の移住に伴う経済負担を軽減するとともに、移住者が定住できる環境づくりを支援するために、移住者及び移住者を受け入れる集落に支援金を支給してまいります。

東京23区に在住または通勤していた方が出雲崎町に移住した場合に移住支援金を支給し、移住者の拡大につなげ、地域の活性化を目指します。

空き家バンク等に登録する空き家の相続登記費用あるいは建物状況調査費用を新規に助成をするとともに、家財道具等の処分費用の補助率を拡充しながら、「空家等再生活用支援事業」等を実施し、空き家バンクへの登録を促進し、空き家の利活用の充実を図ります。

地域おこし協力隊制度を活用いたしまして、地域の魅力を掘り起こし、地域を活性化する取組も進めてまいります。地域づくり活動を進める集落あるいは団体に対しましても交付する、地域づくり推進事業補助金制度の周知を図りながら、地域活動への有効活用を図ってまいります。

町民等が企画・実行する町民主体のイベントについて、提案を受け付け、観光交流人口の増加に向けた取組も支援をしてまいります。

行政手続のオンライン化を進めるため、システムを改修するとともに、町民税や固定資産税等をコンビニエンスストアあるいはスマートフォンで納付できる環境を構築しながら、デジタル化の推進を図ってまいります。

今後も職員定数の適正化を図りながら、行政の効率化に努め、財政の健全化を進めるとともに、各種研修への参加による能力開発に取り組みながら、町民の立場に立ったぬくもりのある行政サービスを実施してまいります。

なお、令和4年度の主要施策の項目につきましては、国の令和3年度補正予算を受けまして、新年度に事業を繰り越すものを含んでおりますが、年度当初からの迅速な事業着手に努めてまいりま

す。

新年度予算の全体総括でございますが、以上申し上げました考え方を基に、安定した財政基盤の確立と健全化に留意をしつつ、主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程をいたします。

一般会計では、34億円、前年度比4%増を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業5億840万円、前年度比2.3%増、介護保険事業6億5,700万円、前年度比1.2%増、後期高齢者医療6,620万円、前年度比0.8%増、簡易水道事業2億3,130万円、前年度比41.0%増、特定地域生活排水処理事業1,220万円、前年度比0.8%増、農業集落排水事業9,970万円、前年度比26.1%減であります。下水道事業3億1,690万円、前年度比30.1%増、住宅用地造成事業3,700万円、前年度比221.7%増。

以上、特別会計の合計では、前年度比で8.5%増の19億2,870万円を計上いたしました。

一般会計と特別会計との合計では、前年度比5.6%増の53億2,870万円となっております。

私たちは、100年に1度の危機とも言われる新型コロナウイルス感染症をはじめ、常に様々な変化が起きる激動の時代の中で、厳しい試練に直面をいたしております。

しかし、常に嵐が去るまで、身を潜めて逃避するだけでは前進はありません。時にはスイッチを切り替え、時には蛮勇を奮い、危険を排除し、行動を起こすことにより道が開けるものと思います。

より高くジャンプするためには、一度腰を低くして力をためる必要があると思いますが、私たちが直面するあらゆる困難を耐え忍んで、これをばねにジャンプする 때가今であると思います。

今年は、出雲崎町が合併して65周年となります。今後も人口減少は避けることができません。仮に人口が減少しても、そこに住んでいる人たちが安心して、生き生きと、誇らしく暮らせるまちづくりが重要であります。

新年度から第6次出雲崎町総合計画がスタートいたしますが、「いつまでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」の実現に向けまして、町民の思いをしっかりと受け止めながら、全身全霊を尽くしてまいりますので、議会並びに町民各位の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げ、令和4年度の施政方針といたします。

○議長（三輪 正） これにより、議案第22号から議案第30号まで、議案9件の提出者の説明を終わります。

補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第22号について。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 議案第22号、一般会計の予算につきまして補足説明をさせていただきます。

今ほど小林町長から施政方針が示されました。この方針に基づきまして編成しました予算となります。予算書と併せまして、定例会資料といたしまして当初予算案の概要、それから主要事務事業概要一覧を提出しておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

す。

それでは、一般会計の予算書1ページのほうをお願いします。第1条に歳入歳出予算の総額を定めております。令和4年度当初予算の総額は34億円、前年度比1億3,200万円、4%の増となっております。

第2条は、地方債です。起債限度額1億8,240万円、前年度比が2,560万円の12.3%減という形になります。

第3条、一時借入金につきましては6億円、今年度と同額となっております。

第4条、歳出予算の流用については、ご覧のとおりでございます。

予算書の内容をご説明します。最初に、歳出予算からお願いしたいと思います。36ページをお願いします。このページから歳出予算の細目になります。1款議会費につきましては、説明を省略させていただきます。また、毎年計上しております経常経費につきましても説明を省かさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、37ページ、2款総務費、1項総務管理費の2節給料でございます。一番下、町長、副町長、特別職2人分です。

続きまして、めくっていただきまして38ページ、一般職員13人、それから再任用職員1人分の給料を計上しております。

以下、各款で職員人件費につきましては、143ページ以降に給与費明細書というものを示しておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

続きまして、7節報償費でございます。ほう賞式記念品等ということで書かせていただいております。令和4年度は町制65周年ということで、ほう賞式を予定しております。事業費、委託料についても関連の経費を計上しております。詳細は、補足説明資料12ページをご覧いただきたいと思います。

続きまして、41ページをお願いします。2目文書広報費の12節委託料でございます。行政区事務委託料、66行政区への委託料を計上しております。

続きまして、43ページをお願いします。5目財産管理費、14節工事請負費です。庁舎冷暖房設備改修工事、経年劣化の機器部品交換ということで計上させていただきました。その下、庁舎駐車場整備工事ということで、これは12月議会でお認めいただきました車庫裏の土地を購入した部分、その部分の一部を駐車場6台分程度の整備をしたいということで計画をしております。補足説明資料12ページをご覧いただきたいと思います。

それから、17節備品購入費でございます。町長室電子日程表示板、現在普通の黒板で町長の日程を表示しておりますが、液晶パネルに交換をしたいというふうに計上させていただきました。それから、町長室の応接ソファ、購入後相当な年数がたっておりまして、傷みが相当出ているということで、町長室のソファの入替えを計画しております。

44ページをお願いします。企画費の報償費でございます。ふるさと納税寄附謝礼、ふるさと納税の伸びを見込みまして増額計上させていただいております。

その下のほう、町プロモーションビデオ制作報償、町制65周年のプロモーションビデオ制作とふるさとCM大賞応募作品を作成する費用ということで計上させていただいております。

45ページをお願いします。12節委託料でございます。まち・生活・交通先進連携事業、トリトンプロジェクトの委託料、新たに小中学生を対象にしたブランチャキャンパスを計画しているということでございます。

18節負担金補助及び交付金です。町地方バス路線運行費補助金、大寺線、出雲崎駅線、柏崎線の3路線に対する町単独補助となります。

その下、町デマンド交通運行費補助金、来年度から本格運行に移行します。1日9便運行を目標としているという事業者からのお話も聞いております。補足説明資料13ページに記載しておりますので、よろしくをお願いします。

それから、その下のほう、結婚新生活支援事業補助金、夫婦ともに39歳以下、かつ世帯所得が400万円未満で新規に婚姻した世帯の住宅取得や引っ越し費用を補助する国の新規の制度でございます。こちらは補足説明資料13ページに記載しております。

24節積立金、ふるさと出雲崎応援基金積立でございます。当初予算ベースで今年度より200万円増額して計上しております。

8目地域おこし協力隊活動費です。地域おこし協力隊3名の方の活動に係る経費を、続く46ページまで計上しております。

続きまして、47ページ、9目情報管理費、12節委託料、情報セキュリティ対策システム改修委託料です。情報漏えい対策システムサーバーの更新に係る費用となります。サーバー本体につきましては、そのページの一番下、備品購入費で計上をしております。詳細は、補足説明資料13ページをご覧くださいと思います。

それから、行政手続オンライン化対応システム改修委託料、各種のオンライン申請を総合行政システムと連携させるオンライン化の環境を構築するための委託料となります。国庫補助事業となります。こちらも補足説明資料13ページをご覧くださいと思います。

続きまして、13節使用料及び賃借料です。公式LINEシステム使用料ということで、4月1日から出雲崎町公式ラインの本格運用に合わせまして、計上させていただいております。リッチメニュー機能等を搭載するための利用料ということになります。

その下に、就業管理システム使用料ということで、職員の休暇、超過勤務、今現在紙で申請となっておりますが、これを電子化するというものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。10目空家等対策費、12節委託料です。空き家対策危険家屋相続人調査業務委託料ということで、危険家屋の相続人調査を外部委託する費用となります。

18節負担金補助及び交付金でございます。空家等再生活用支援事業補助金、町長からの話もありました空き家バンク登録に向けた準備費用の補助ということの新規及び拡充となります。新規につきましては、相続登記費用の助成、それから建物状況調査の助成ということですし、拡充につきましては、家財処分費用の助成ということで、現在上限15万円を20万円という形に拡充するものでございます。こちらは、補足説明資料14ページに記載してございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。2項徴税费、1目税務総務費、12節委託料、それから13節の使用料及び賃借料、こちらに公図管理システム関係のものがのっております。今年度デジタル化した公図に係る諸費用を計上してございます。

それから、22節償還金利子及び割引料です。税還付金及び還付加算金、固定資産税の課税誤りに係る還付金を計上し、今年度より120万円多く計上してございます。

2目賦課徴収費、11節役務費でございます。総合行政ネットワーク設定作業料、それから続く52ページ、コンビニ・スマホ収納サービス接続料、この辺がコンビニ・スマホ収納サービスの開始に伴う費用となります。このほか、委託料、使用料でも計上をさせていただいております。詳細は、補足説明資料15ページをご覧くださいと思います。

それから、軽自動車税電算システム改修委託料、令和5年1月から全国一斉に開始するワンストップサービスに対応するための改修委託料となります。

それから、総合行政システム改修委託料、これは税目を追加するための改修委託料となります。補足説明資料15ページをご覧くださいと思います。

続きまして、54ページをお願いします。3項戸籍住民基本台帳費、11節の役務費でございます。キャッシュレス決済導入設定料ほかということで、窓口でキャッシュレス化するための費用となります。使用料、備品購入費でも計上をしております。

12節委託料、戸籍総合システム（戸籍情報）改修委託料ということで、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る改修委託料となります。

57ページをお願いいたします。4項選挙費、2目新潟県知事選挙費、5月29日に予定をされております新潟県知事選挙に係る所要の経費を計上してございます。

それから、57ページの下の方から58ページにかけて、3目参議院議員通常選挙費ということで、7月に予定されております参議院議員の選挙に係る所要の経費を計上いたしました。

続きまして、62ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費です。18節負担金補助及び交付金、町社会福祉協議会補助金ということで、社会福祉協議会に対する人件費、事務費、活動費等の補助する経費となっております。

2目障害者福祉費の委託料です。障害者相談支援事業委託料ということで、障害者への一般相談業務を委託するもので、今年度と同額となっております。

63ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金、町障害者グループホーム運営費補助金で

す。社会福祉法人長岡福祉協会が運営している障害者グループホームが令和4年3月に移転、統合することに伴いまして、グループホームの運営に対して支援するものでございます。

19節扶助費、町障害者福祉タクシー・バス利用料助成ということで、令和4年度から拡充ということになっております。補足説明資料16ページに記載がございます。

障害福祉サービス費、居宅介護、就労継続支援等サービスの増により増加しております。補足説明資料16ページをご覧くださいと思います。

64ページをお願いします。障害児給付費、放課後デイの利用者数の増加により、給付費が増加しております。

町難聴者補聴器購入費助成、今年度と同額計上となっております。

5目老人福祉費、7節、敬老会報償です。記念品につきましては、来年度は対象者全員分ということで計上をしております。

65ページをお願いします。6目保健福祉総合センター管理費、12節委託料で指定管理料、人件費、灯油代、電気料の増によりまして委託料が増加しております。

14節工事請負費、こちらに記載の3件の工事を予定してございます。

8目保健福祉事業費、10節需用費です。救急医療情報キット300セット分を計上してございます。今年度は305世帯、406人が利用中ということでございます。

66ページをお願いいたします。12節委託料、地域コミュニティセンター事業委託料でございます。町社会福祉協議会に委託しているもので、生きがいデイサービス事業と、地区サロン事業の2つの事業でございます。生きがいデイは4地区に分けて実施しております。地区サロンは現在17か所で、来年度2か所増ということをお願いいたします。

緊急通報体制等整備事業委託料、高齢者世帯等に対する緊急通報装置の設置に係る経費となっております。85件分を計上してございます。

高齢者パワーアップ事業委託料、運動指導員によるパワーアップ教室を町社協に委託して実施しております。

19節扶助費、紙おむつ等支給、これは85人分を計上してございます。

町寝たきり老人等介護手当、今年度と同額計上してございます。

町高齢者福祉タクシー・バス利用料助成、利用額拡充によりまして、増額をしております。補足説明資料17ページをご覧くださいと思います。

68ページをお願いします。2項児童福祉費、2目児童措置費、12節委託料で、小木之城保育園保育実施委託料です。園児数等は補足説明資料17ページをご覧くださいと思います。

18節負担金補助及び交付金、保育園、こども園に対する補助金を計上してございます。補足説明資料18、19ページをご覧くださいと思っております。

19節扶助費です。児童手当関係は、法律に基づきまして算定した経費を計上してございます。出

雲崎こども園施設型給付費、それから利用料給付費です。園児数等は、補足説明資料19ページをご覧くださいと思います。

続きまして、71ページをお願いします。5目多世代交流館事業費の12節委託料です。開館5周年記念イベント事業実施委託料ということで、詳細は補足説明資料20ページをご覧くださいと思います。

16節公有財産購入費です。事務室ロールスクリーン、相談室プロジェクター、こちらにつきましては公設学習塾開設環境整備への対応により計上をしております。このほか、公設学習塾関係では備品購入費でも計上しております。詳細は、補足説明資料20ページをご覧くださいと思います。

72ページをお願いします。7節報償費です。町幸せを運ぶコウノトリ祝金、これは令和4年度新規事業となります。詳細は、補足説明資料21ページをご覧くださいと思います。

74ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生総務費、19節扶助費です。町乳幼児おむつ等支給、対象者を満2歳未満児に拡充したため、増額をしております。こちらは補足説明資料21ページをご覧くださいと思います。

子どもの医療費助成、ゼロ歳から高校生まで医療費を完全無料化するものでございます。詳細は、補足説明資料22ページをお願いします。

76ページをお願いします。4目健康増進費の17節備品購入費です。車いす対応軽自動車ということで、車椅子対応の軽自動車1台を入替えを予定しております。現在使用しているものは平成21年式で、13年使用というふうになるものでございます。

77ページをお願いします。5目母子衛生費、17節備品購入費です。屈折検査機器、購入経費を計上しております。補足説明資料22ページをご覧くださいと思います。

78ページ、6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費ということで、ワクチン接種に係る所要の経費をこの6目で計上をさせていただいております。補足説明資料23ページに詳細がございます。

79ページをお願いします。7目環境衛生費、12節委託料です。資源ごみ分別回収委託料、資源ごみ処理委託料を計上しております。

それから、その下、斎場事務委託料、これは長岡市に委託しております。

18節負担金補助及び交付金です。長岡市北部斎場整備事業負担金、与板及び寺泊の斎場を統合しまして、新たな斎場を整備するための負担金でございます。補足説明資料23ページをご覧くださいと思います。

80ページをお願いします。2項清掃費、1目塵芥処理費、12節委託料です。廃棄物処理事務委託料は長岡市に委託しております。

2目し尿処理費、12節委託料、し尿処理事務も長岡市に委託しております。

81ページをお願いします。5款労働費、1目労働諸費の18節負担金補助及び交付金でございます。ふるさと就職支援商品券発行事業交付金、地元就職した若者に商品券を交付し、定住を促進するものでございます。補足説明資料24ページをご覧ください。

それから、84ページをお願いします。農林水産業費です。1項農業費の3目農業振興費、12節委託料になります。有害鳥獣駆除委託料は、出雲崎猟友会へ委託してございます。

14節工事請負費、釜谷梅団地側溝整備工事、補足説明資料24ページをご覧くださいと思います。

18節負担金補助及び交付金、出雲崎まるごとオーナー実行委員会負担金、収穫体験を計画して増額をしてございます。

町鳥獣被害防止対策協議会負担金、今年度とほぼ同額を計上してございます。

それから、85ページ、町水田活用推進事業補助金、主食用米から作付転換によりまして増額しております。

町営農促進事業補助金、こちらは貸し手、受け手に補助金を交付し、農地の集積を促進する補助金でございます。補足説明資料25ページをご覧くださいと思います。

経営所得安定対策推進事業補助金、農業再生協議会への補助金で国費100%、増額になっております。

特別栽培米買取支援事業補助金、米価下落によりまして若干増額しております。

主食用米緊急支援事業補助金、米の需給調整に協力した農業者への補助金でございます。補足説明資料25ページをご覧くださいと思います。

出雲崎ライスセンター能力増強事業補助金です。計量器操作盤の入替え、色彩選別機の入替えを行う事業の補助金でございます。補足説明資料26ページをご覧くださいと思います。

町農業機械施設整備事業補助金です。柿木地区のコンバイン購入の補助でございます。補足説明資料、こちら26ページに記載されています。

中山間地域等直接支払交付金、14地区で現在取り組んでいただいております。今年度と同額計上ということになっております。

87ページをお願いします。4目農地費、18節負担金補助及び交付金、県営中山間地域総合整備事業負担金です。八手地区の圃場整備関係で、地元負担金と合わせまして事業費の15%を計上してございます。補足説明資料27ページをご覧くださいと思います。

多面的機能支払交付金、こちらは町全体で公益活動組織ということで活動してございますが、それぞれの組織が21ございまして、それを取りまとめて活動という形になってございます。

5目改善センター管理費、14節工事請負費です。続く88ページまでまたぎまして、両改善センターの照明をLED化する工事を計上してございます。そのほか両センターで非常用発電設備蓄電池交換工事も計画してございます。

それから、16節公有財産購入費です。八手センター用地買収費ということで、現在3名の方から借地をしております。そのうちの2名の方からご理解をいただきまして、来年度、土地の購入ができるようになりましたので、計上してございます。補足説明資料27ページをご覧ください。

6目地籍調査費は、国の補正によりまして、令和3年度からの繰越事業ということで、先ほど3月補正でお認めいただいたものが主の事業となります。

続きまして、90ページをお願いします。2項林業費、2目林業振興費、14節工事請負費です。県単林道工事、林道船橋田中線の舗装工事を継続して実施してございます。補足説明資料28ページをご覧くださいと思います。

91ページ、3項水産業費です。2目漁港費、12節委託料、海浜クリーン作戦委託料、昨年度より若干減額しておりますが、ほぼ同額の金額を計上させていただいています。補足説明資料28ページをご覧くださいと思います。

93ページをお願いします。7款商工費、2目商工業振興費の18節負担金補助及び交付金、町商工会運営費補助金、例年同額を計上してございます。

その下、町商工業振興促進事業補助金、こちらにつきましても例年同額を計上してございます。

95ページをお願いします。3目観光費、12節委託料です。まち周遊イベントPR業務委託料ということで、まち周遊イベントをPRするための委託料でございます。補足説明資料29ページに記載されてございます。

14節工事請負費、それから16節公有財産購入費、こちら合わせまして妻入りの街並展望広場整備工事と用地買収費になります。獄間澤さんが所有している土地の撮影スポットの整備ということで、こちらを購入して整備するものでございます。補足説明資料29ページをご覧くださいと思います。

一番下、井鼻海水浴場駐車場用地買収費、相場川の脇、それからD I Oディオの脇と2か所ある駐車場の用地を購入する費用ということでございます。補足説明資料30ページをご覧くださいと思います。

96ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金、こちらに出雲崎「美食」街めぐり実行委員会負担金、町船まつり協賛会負担金、出雲崎ストリートジャズ開催費補助金、町観光協会活動事業補助金、これらの負担金、補助金は、例年開催している内容の経費を計上してございます。

それから、まち周遊イベント事業補助金、謎解きをしながら町歩きを楽しむイベントの補助金でございます。町観光協会が事業主体となる計画でございます。補足説明資料30ページをご覧くださいと思います。

97ページをお願いします。4目心月輪管理費、12節委託料です。指定管理料、令和4年度から株式会社イドムが施設の管理運営をしていただくということでございます。補足説明資料31ページをご覧くださいと思います。

5目天領の里管理費、14節工事請負費です。記載の5つの工事を予定してございます。補足説明資料31から32ページに2つの工事の詳細が出ておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

101ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋りょう費の2目道路維持費です。12節委託料、除雪委託料、今年度とほぼ同額を計上してございます。必要によりまして補正対応したいと思っております。

14節工事請負費、町道維持修繕工事（緊急自然災害防止対策事業分）ということで、妻入りの街並み線と大門団地線を計画してございます。

トンネル維持修繕工事（緊急自然災害防止対策事業分）ということで、稲川トンネルの照明をLEDにする工事でございます。両工事とも補足説明資料32ページをご覧いただきたいと思ひます。

102ページをお願いします。3目道路新設改良費、14節工事請負費、道路新設改良舗装工事4路線を計画してございます。補足説明資料33ページ、ご覧いただきたいと思ひます。

16節公有財産購入費、町道用地買収費は、山谷5号線、住宅団地内の道路となります。

103ページをお願いいたします。4目橋りょう維持費、12節委託料です。橋りょう定期点検業務委託料、13橋の点検を予定してございます。

橋りょう塗膜調査業務委託料、12橋の橋桁にPCBが含有されているか調査を行うものでございます。補足説明資料33ページをご覧ください。

105ページをお願いいたします。5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費です。川西特定公共賃貸住宅外壁塗裝修繕工事、4棟の外壁塗装を行うものでございます。補足説明資料33ページをお願いします。

続きまして、106ページをお願いします。2目街なみ環境整備費の18節負担金補助及び交付金、街なみ整備助成金、がんばる街なみ支援助成金、両方とも1件分を計上してございます。

3目住宅環境整備費、18節負担金補助及び交付金です。町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金7件分を計上してございます。

町住宅無敵化補強事業補助金、こちらは1件分を計上してございます。

5目住宅建設費、12節委託料、14節工事請負費、それから21節補償補填及び賠償金、これ107ページのほうにまたがりますが、大門町営住宅（第1団地）の建て替えに係る関係費用を計上してございます。補足説明資料は34ページに記載してございます。

それから、107ページ、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費です。常備消防事務委託料、今年度より約2,000万円ほど増額になっております。増額の主な理由としましては、高機能消防指令センター機器の更新を行うというふう聞いてございます。

2目非常備消防費です。1節報酬、消防団員の報酬改定及び費用弁償から出勤報酬に変更したことによりまして、増額となっております。逆に8節旅費が減額となっております。詳細は、補足説明資料34ページをご覧ください。

続きまして、109ページをお願いします。3目消防施設費、12節委託料です。令和5年度に設置工事を予定してございます防火水槽工事のための調査、設計関係の費用を計上してございます。補足説明資料35ページをお願いします。

27節繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金でございます。消火栓の修繕及び交換に要する経費を簡水会計に繰り出しして施行するものでございます。交換は小木が2か所、川西1か所の合計3か所を予定してございます。

110ページをお願いします。4目防災対策費、10節需用費です。放射線防護対策施設災害時非常用物資ということで、令和4年度につきましては西越センターに備蓄している物資の更新ということでございます。

111ページをお願いします。12節委託料、町地域防災計画改定支援業務委託料、警戒レベルの改定、それから原子力防災等に応じました防災計画の改定に向けての支援業務を委託するものでございます。補足説明資料35ページに記載してございます。

それから、14節工事請負費です。津波避難対策整備工事ということで、来年度は羽黒町、住吉町で照明を設置する工事を予定してございます。補足説明資料35ページに記載してございます。

それから、防災行政無線バッテリー交換工事でございます。年次計画で交換を進めてございます。令和3年度までに82個中72個、交換済みでございます。令和4年度に10個交換ということで一通り終わるという予定になっております。

続きまして、114ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費の3目教育振興費、7節報償費です。入学祝金、小学校が3万円を15名、中学校が5万円を31名予定してございます。詳細は、補足説明資料36ページをご覧ください。

続きまして、115ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金です。町高校生通学費助成金です。通学定期券の購入の3割を補助してございます。86名分を計上してございます。詳細は、補足説明資料36ページをご覧ください。

町奨学金返還支援事業助成金です。大学等を卒業後、町内に居住した若者の奨学金返還金の一部を助成するというものでございます。7人分を見込んでございます。詳細は、補足説明資料37ページをご覧ください。

4目通学バス運行業務費、12節委託料です。通学バスの運行業務関係でございます。小学校は通年、中学校は12月から3月までという形で運行をしてございます。

116ページをお願いします。2項小学校費、1目学校管理費の1節報酬です。会計年度任用職員、教員補助員が3名、介助員が4名、施設管理員1名の情報理科支援員2名で合計10名ということで計上してございます。

119ページ、2目教育振興費、12節委託料、G I G Aスクール I C T支援業務委託料、I C Tの専門業者に委託をしまして、教職員に対する I C T業務の支援を行うものでございます。

3目学校給食費、1節報酬です。会計年度任用職員を1名増員してございます。正職員と合わせまして4名の体制になるということでございます。

120ページお願いします。10節需用費、給食地場産食材料費、学校給食に地元のものをということで、地元のお米、牛乳、それとサザエ等を利用していただいて、給食に提供するものでございます。

121ページ、14節工事請負費です。説明欄の工事を予定してございます。

17節備品購入費です。業務用冷蔵庫393リッターの容量の冷蔵庫を購入予定でございます。

3項中学校費、1目学校管理費の1節報酬です。会計年度任用職員、教員補助員2名、介助員2名、施設管理員1名の情報支援員1名ということで合計6名の計上となっております。

123ページをお願いします。14節工事請負費です。説明欄記載の工事を予定してございます。詳細は、補足説明資料37ページに記載してございますので、お願いします。

124ページです。2目教育振興費、1節報酬です。会計年度任用職員は、心の相談員1名分となっております。

125ページ、12節委託料です。G I G AスクールICT支援業務委託料は、小学校と同様です。

17節備品購入費、グランドピアノです。中学校の体育館で使用しているピアノが経年劣化によりまして使用に耐えられなくなったということで、新たに購入しまして、新たなものは音楽室に納品するというふうな予定でございます。詳細は、補足説明資料38ページをご覧ください。

3目学校給食費、1節報酬です。会計年度任用職員は、調理員3名になります。

126ページをお願いします。10節需用費、給食地場産食材料費、こちらも小学校と同様です。

それから、16節の公有財産購入費、電気温水器は、経年劣化により交換するものでございます。

127ページの備品購入費の立体炊飯器も経年劣化により交換するものでございます。

129ページをお願いします。4目社会教育総務費、18節の負担金補助及び交付金、良寛記念事業補助金です。良寛堂建立100周年記念及び第44回全国良寛会出雲崎大会実行委員会への補助ということでございます。詳細は、補足説明資料38ページをお願いします。

2目公民館費の1節報酬です。会計年度任用職員は、事務補助1人、それから施設管理員、清掃員合わせまして7名ということで合計8名になります。

131ページ、12節委託料です。中央公民館フリースポット構築委託料ということで、講堂、視聴覚室、201号室に設置するものでございます。

14節の工事請負費は、説明欄記載の工事を予定してございます。中央公民館変圧器等取替工事は、補足説明資料39ページに記載してございます。

133ページをお願いします。4目文化財保護費、12節委託料です。船絵馬複製製作業務委託料ということで、羽黒神社で保存されておる船絵馬などの複製を作る委託料となっております。こちらは、補足説明資料39ページをご覧ください。

136ページをお願いします。6目良寛記念館管理費、14節工事請負費です。説明欄に記載の工事を

予定してございます。展示棟屋根改修工事は、補足説明資料39ページにございます。

137ページ、8目公設学習塾事業費です。学習塾に係る所要の経費を、目を新設しまして計上させていただきます。補足説明資料40ページに詳細がございます。

139ページをお願いします。2目体育施設費の12節委託料です。こちらは町民体育館にフリースポットを構築するというので、体育館に2か所設置をする予定でございます。

140ページをお願いします。14節工事請負費の関係ですが、説明欄に記載の工事を予定してございます。

それから、16節公有財産購入費です。町民プール管理事務室に12畳用のエアコンを設置するというものでございます。

141ページ、1項公債費です。平成21年度に借りた過疎対策事業債が償還が完了しましたので、若干元金、利子ともに減額となっております。

次に、歳入予算のほうをお願いします。12ページからになります。1款町税でございます。1項町民税は、個人、法人とも今年度より減額を見込んでございます。新型コロナウイルス感染症の影響が出ているというふうに思われます。

2項固定資産税、こちらにつきましてもエコパークいずもぎきの課税誤り、それから宅地評価額の減によりまして大きく減額してございます。

13ページをお願いします。2款地方譲与税以降の譲与税、その他交付金等につきましては、地方財政計画、その伸び率等を参考にしながら、また過去の実績等を踏まえまして適切な額を見積り計上させていただきます。

15ページをお願いします。6款法人事業税交付金、今年度の実績を踏まえまして額を計上させていただきます。

16ページをお願いします。7款地方消費税交付金、それから9款環境性能割交付金でございます。こちらにつきましても今年度の実績を踏まえまして額を計上させていただきます。

17ページ、11款地方交付税、本町の歳入の大宗を占めているものでございます。地方交付税は、当初予算では例年見積額から一定の留保額を見込んでおります。新年度につきましても留保額を見込んでおりますが、今年度令和3年度よりは若干留保額を圧縮して計上をさせていただきます。

18ページをお願いします。13款電源立地地域対策交付金、2節電源立地地域対策交付金、こちらは天領の里のキュービクル式高压受電設備更新工事、それから中央公民館外壁の修繕工事等の工事に充当を予定してございます。

3節の大規模発電用施設立地地域振興事業補助金、こちらにつきましては、ごみの収集運搬委託料、それから通学バスの運行事業、あと小中学校の運営費等として教員補助員などの人件費、それから光熱水費等に充当をしております。

それから、21から23ページに16款国庫支出金、それから24から27に17款の県支出金、こちらにつきましては補助対象事業費に応じて定められた補助率、負担割合を乗じまして適正な金額を見積もってございます。

25ページをお願いします。6目環境整備事業交付金です。一番下、エコパークいずもぎき第3期分の周辺環境整備事業交付金、こちらは平成27年度から令和12年度まで総額15億5,000万円の交付を受けるという予定のものでございます。新年度につきましても今年度と同額、1億円を見込んでございます。

29ページをお願いします。19款寄附金、2目ふるさと納税寄附金です。今年度の実績を踏まえまして増額の計上をさせていただきます。

20款繰入金の基金繰入金です。財政調整基金は、当初予算では2億7,000万円の繰入を予定してございます。これを全額繰り入れたとすると、令和4年度末の残高が17億2,000万円程度になるというふうに見込んでございます。

34ページをお願いします。23款町債です。説明欄に掲げてあります事業につきまして起債するものでございます。

歳入歳出予算につきましては以上となります。

143ページ以降につきましては、給与明細書が添付されております。それから、152ページ、こちらにつきましては債務負担行為の調書、153ページは地方債の年度末残高の資料でございます。

説明につきましては以上となります。長い間ありがとうございました。すみませんでした。

○議長（三輪 正） ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時25分）

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

○議長（三輪 正） 議案第23号から議案第25号について説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

初めに、国保特会予算につきましてお願いいたします。初めに、国保の被保険者数につきましては、団塊の世代が後期高齢者へ移行することに伴いまして、60人程度減少する見込みです。また、制度改正により、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、令和4年4月から国保に加入している未就学児に係る均等割額の2分の1が減額されます。

それでは、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書の14ページをお願いいたします。

1款総務費には、職員1人分の人件費、国保税の賦課徴収に係る経費等を計上しております。

1 目一般管理費の12節委託料と13節使用料及び賃借料には、昨年12月から導入しました国保事業市町村事務処理標準システムの関係予算を計上しております。

16ページをお願いいたします。2 款保険給付費には、療養諸費や高額療養費等、保険から給付される経費を計上しております。1 目一般被保険者療養給付費は、コロナ禍による受診控えが回復傾向になることも見込まれますので、給付費が増加するものとして予算を計上しており、約3,500万円の増額となっております。

19ページをお願いいたします。3 款保健事業費納付金には、県に支払うための納付金として医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の予算を計上しており、全体で約800万円の減額となっております。

21ページをお願いいたします。4 款保健事業費には、特定健診、特定保健指導に要する経費、また22ページには疾病予防としてCKD対策事業経費、人間ドック検診委託料等を計上しております。人間ドックは、30歳から74歳の方を対象に1人2万円の助成をいたします。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。7ページをお願いいたします。1 款国民健康保険税は、前年度と同じ税率で予算計上しております。算定方法等につきましては、議会資料66ページのとおりとなっております。

10ページをお願いいたします。6 款県支出金は、医療給付費に必要な費用が全額普通交付金として交付されますし、保険者努力支援制度や特定健診に伴う財源措置として特別交付金が交付されます。

11ページをお願いいたします。8 款繰入金には一般会計からの繰入金を計上しております。1 節から4 節までは法定内繰入金となります。低所得者に対する保険税の軽減分、年齢や所得構成等の基準により繰り入れるものです。

なお、財政調整基金の繰入金については、今年度は予算計上しておりません。

なお、国保特別会計の収支状況につきましては、議会資料の65ページ以降にございますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

国保特会予算につきましては以上でございます。

次に、介護特会予算につきまして説明をさせていただきます。初めに、歳出予算について説明いたします。予算書47ページをお願いいたします。1 款総務費には、職員2人分の人件費、保険料の賦課徴収費、介護認定審査会に要する経費を計上しております。

51ページをお願いいたします。2 款保険給付費には、介護サービス費等として介護保険から給付される経費を計上しております。1 目介護サービス給付費は、前年度と比較して居宅介護サービス給付費はほぼ同額、施設介護サービス給付費は増額、地域密着型介護サービス給付費は減額を見込んでおります。

2 目の介護予防サービス給付費は、ほぼ同額となっております。

55ページをお願いいたします。4款地域支援事業費では、介護保険の総合事業に係る経費を計上しております。1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方及び基準該当の方に係る訪問型、通所型サービス給付費の予算を計上しており、56ページの2項包括的支援事業・任意事業費には、包括支援センターの委託等に要する経費を計上しております。

また、4目生活支援体制整備事業費には、町社会福祉協議会に事業を委託するための経費を計上しております。

57ページをお願いいたします。3項一般介護予防事業費には、八手の茶の間と新津邸の茶の間の事業を社会福祉協議会に委託する経費を計上しております。

次に、歳入予算について申し上げます。39ページをお願いいたします。介護保険の保険料率は3年ごとに見直すこととされており、令和4年度は前年度と同率になっております。

なお、第1号被保険者数は、前年度より若干の増となっております。

40ページをお願いいたします。3款国庫支出金の1目介護給付費負担金は、介護給付費に係る国の負担分で、給付費に対して居宅分は20%、施設分は15%の負担率となっております。

41ページの4款支払基金交付金のうち、1目介護給付費交付金の負担割合は給付費の27%となっております。

42ページをお願いいたします。5款県支出金のうち1目介護給付費県負担金は、給付費に対して居宅分は12.5%、施設分は17.5%の負担率となっております。

43ページの7款繰入金のうち、1項1目一般会計からの介護給付費繰入金は、給付費の12.5%の負担割合となっております。

また、44ページ、2項基金繰入金は700万円を計上しており、令和4年度末の基金残高は1億629万8,000円となる見込みです。

介護特会予算につきましては、以上でございます。

次に、後期高齢者医療特会予算につきまして説明をさせていただきます。初めに、後期高齢者医療については、医療費の増大及び現役世代の減少に対応するため、令和4年10月から窓口負担割合2割が導入されます。

なお、長期にわたる外来受診について急激な負担増を抑制するため、2割負担になる方の外来受診の負担増加額について、最大でも月3,000円に収まるよう3年間の経過措置が導入されます。

それでは、歳出予算から申し上げます。78ページをお願いいたします。3款後期高齢者医療広域連合納付金は6,348万円で、保険料納付分と保険基盤安定化に係る県、町の負担分の合計額を計上しており、前年度より17万3,000円増額となっております。

次に、歳入予算の74ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料は4,642万3,000円を計上しており、前年度より15万6,000円増額となっております。後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直すこととされており、令和4年度は改定の年ですが、剰余金の投入により保険料率は据置きと

なり、均等割額は4万400円、所得割率は7.84%となっております。

75ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金は、保険基盤安定化及び事務費に係る繰入金となっております。

補足は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三輪 正） 次に、議案第26号から議案第30号についてお願いします。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 議案第26号につきまして補足説明させていただきます。

簡易水道事業では、尼瀬地区の老朽管布設替え、やまや団地内の配水管布設、硬度対策を兼ねます川西地区浄水場の更新工事を実施いたします。また、公営企業会計に向けた移行の取組を実施いたします。

主な内容でございます。歳出の92ページをお願いいたします。1款1項総務管理費では、主に料金の徴収に係る費用を計上しております。12節委託料の中に公営企業関係の費用を計上しております。固定資産の調査、予算勘定科目の設定を実施いたします。簡水会計と汚水処理の3会計、それぞれで計上してございますが、令和4年度、4会計合わせまして864万1,000円を計上してございます。

93ページから94ページですが、2款1項水道管理費は、施設の維持管理に係る費用です。修繕料、水質検査等の費用を計上しております。

95ページに移りまして、3款1項1目配管布設整備費です。14節工事請負費、消火栓取替工事は3か所を予定しております。管路工事につきましては、尼瀬地域の老朽管更新、やまや団地内の配水管布設などを実施いたします。

2目取水施設整備費では、川西地区浄水場更新工事のための経費を計上しております。50トン級の浄水池、揚程65mの揚水ポンプ2基などの整備を計画いたしております。

歳入につきましては、水道使用料のほか国庫補助金、起債などそれぞれ計上しております。

簡水会計は以上でございます。

続きまして、議案第27号、特生排会計につきまして説明させていただきます。令和4年度は、浄化槽の維持管理や起債の償還などに係る経費を計上しております。ほぼ例年と同様の予算構成となっております。

特生排会計は以上でございます。

次に、議案第28号について補足説明させていただきます。130ページをお願いいたします。農排会計では、松本地区処理場を用途廃止いたします。これにより、光熱水費、維持管理費等の削減により、2款1項1目維持管理費といたしましては、前年と比べ減額となっております。

131ページでございます。2款1項1目出雲崎地区の工事請負費に造成されるやまや団地への農排管路の布設の経費を計上しております。

歳入につきましては、使用料、起債などを充当しております。

続きまして、議案第29号、下水道会計でございます。153ページをお願いいたします。2款1項1目維持管理費の工事請負費に久田浄化センター電気計装設備更新工事を計上しております。既存品は平成9年の設置で25年経過し、保守期限も過ぎております。ストマネ計画に基づき、更新をいたします。財源としては、社会資本整備交付金、起債等を充当いたします。

下水会計は以上でございます。

最後に、議案第30号、宅造会計でございます。170ページをお願いいたします。1款1項2目住宅団地事業費です。新たに造成いたしますやまや団地、第2期に係る造成工事費、用地買収費などを計上いたしました。分譲開始につきましては、令和5年の秋頃を予定しております。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（三輪 正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第30号までの議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第30号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（三輪 正） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。この際、しばらく休憩いたします。

（午後 2時59分）

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（三輪 正） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、副委員長に小黒博泰議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（三輪 正） 議案第22号から議案第30号まで議案9件は、予算審査特別委員会に付託します。
なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

◎議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三輪 正） 日程第35、議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第31号につきましてご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価委員会委員をお願いしておりますところの山田廣行氏が令和4年3月21日をもって任期満了を迎えます。新たに玉沖馨氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いいたしたく提案するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第31号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（三輪 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時03分）